事業所へ通所するまでの流れ

●事業所へ通所するためにはいくつかのステップが必要です。

受給者証とは？
事業所へ通所するために必要です。

受付・申請（市役所）

STEP1.認定調査
（**市の職員**が行います）

STEP2.サービス等利用計画案の提出
（**計画相談支援事業所**が作成します）

＝

面接

受給者証発行

事業所への通所スタート

あなたの面接（調査）日は

＿＿＿＿どこ＿＿＿＿で　　月　　日（　　）　　時　　分～

早くても1ヶ月ほどかかります。余裕をもってお手続きしていただくようお願いします。

これから行っていただくこと

① 計画相談支援事業所を決める（一覧表を参考に）

ご希望する計画相談支援事業所へ「新規で計画案を作成できないか」とご連絡して下さい。

② 面接（調査）のお約束

市役所と計画相談支援事業所の担当と3者面接（調査）があります。